

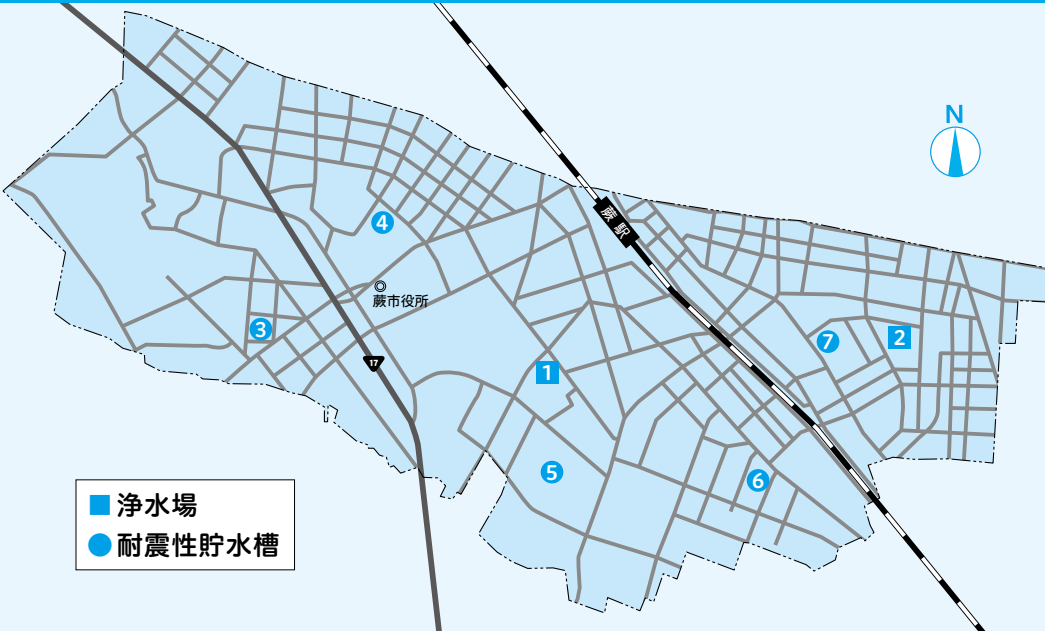
水道とくらし

No.
29

平成 24 年 12 月 1 日発行／発行所：蕨市水道部（蕨市中央 2 丁目 10 番 6 号） 048-431-3507

E-mail suidou@city.warabi.saitama.jp HP <http://www.city.warabi.saitama.jp/>

浄水場・耐震性貯水槽配置図



■ 浄水場
● 耐震性貯水槽



緊急災害時の給水拠点のご確認を

東日本大震災のような大規模な災害によるライフラインの被害は、私たち市民の生活に極めて大きな影響をもたらします。したがって、震災発生直後の飲料水確保は、極めて重要であり、日ごろから給水場所などを確認しておくことは大切です。そこで、ライフラインの1つである水の確保のため、蕨市内の給水拠点を案内させていただきます。

蕨市では、配水池の耐震工事が完了した中央・塚越浄水場を中心として、錦町、北町、中央、南町、塚越の各地区に容量

が 10 万リットルある耐震性貯水槽を設けています。大震災等で水道水がご自宅まで行き渡らなくなったときのためにお近くの設置場所を確認しておくことと安心です。

耐震性貯水槽とは？

地震に強い構造になっている貯水槽のことで、普段は水道管と接続しているため水が流れ循環していますが、地震等で配水管が破裂し、他の場所で漏水した場合でも、水の流出を防ぐ仕組みとなっているため、貯水槽内の水を飲料水や消火用水として確保できます。



■平成23年度水道事業決算のあらまし

純利益8千万円

平成23年度は、電力需給の逼迫を背景にした、使用者の節水意識の徹底により、年間配水量が給水開始以降最大幅の減少を記録するなど、福島第一原子力発電所事故の影響を大きく受け、水道事業経営にとっては厳しい一年となりました。また、水道水中の放射性物質検査や使用者への広報の徹底など、安全な水の安定供給という水道事業者の

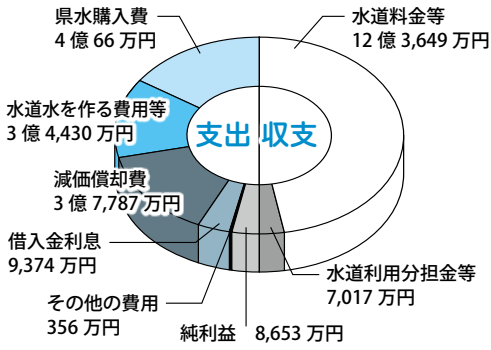
使命の重要性を再認識させられる年でありました。

それでは、平成23年度決算のあらましをお知らせします。左の図のようになります。収益的収支とは、水道料金を中心とした収入と、水道水を作ったり、施設の維持管理を中心とした営業活動に係る費用です。収益的収入は13億666万円、費用は12億2013万円となり、8653万円の純利益を計上しました。一方、資本的収支と

は、工事に対する他会計からの負担金や資産の取得に要する企業債などの収入と、新しく水道設備の整備をしたり、老朽化した水道施設を更新するための事業費を中心とした、営業活動以外の収支です。資本的収入は2976万円で、費用は3億7229万円となり、3億4253万円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などの積立金で補てんしました。

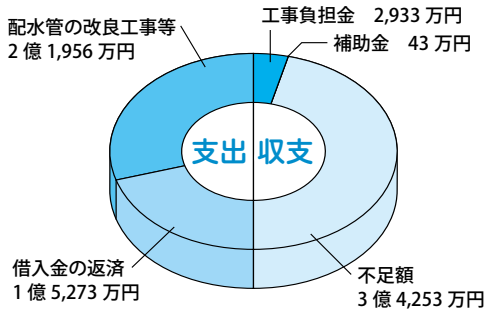
収益的収支

収入 13億 666万円
支出 12億 2,013万円



資本的収支

収入 2,976万円
支出 3億 7,229万円



年間業務量

()内は昨年度比

○給水人口

7万2452人(100人減)

○給水戸数

3万6090戸(23戸減)

○年間給水量

851万1850m³
(39万1180m³減)

○水源

県水・648万5248m³
(比率0.84ポイント増)

○年間有収水量

780万2744m³
(17万7468m³減)

○有収率

91.67%

○(2.04ポイント増)

企業債残高

()内は昨年度比

○合計

39億3562万7715円
(1億5272万7074円減)

職員数

○部長1人、業務課6人、
維持管理課7人

○合計

14人

※いずれも平成24年3月31日現在

■直結給水システムの拡充

蔵市では、水道水を配水管からじゃ口まで直接お届けする直結給水システム(左の直結給水システムのしくみを参照ください)の普及を進めています。

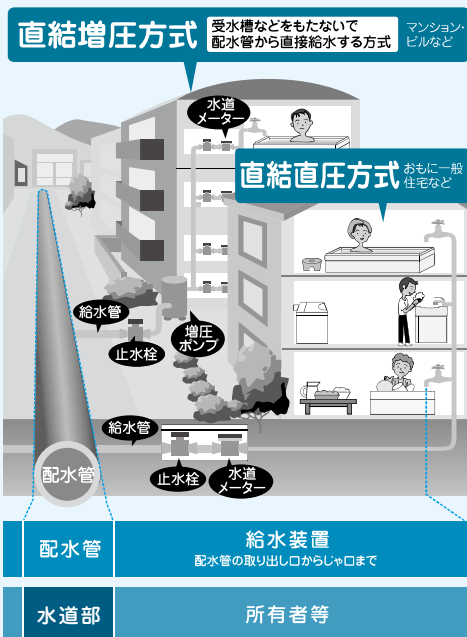
このことにより、受水槽の設置スペースの有効利用や配水管の水圧を有効に利用するため電力の省エネルギー化を図ることができ、導入する際には建物の適用要件がありますが、メリットとして、

●直接じゃ口に給水するため、より新鮮な水をお届けできます。

●配水圧

を希望する場合は、事前に協議が必要です。お問い合わせは、維持管理課(432) 2217へ

なお、直結給水システムを希望する場合は、事前に協議が必要です。お問い合わせは、維持管理課(432) 2217へ

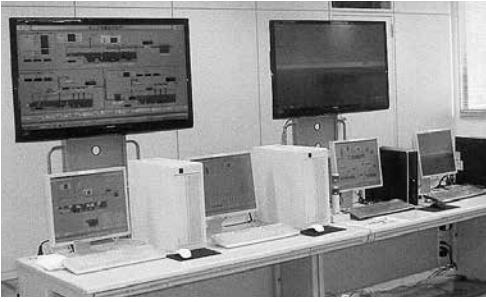


中央浄水場電気・機械設備更新中

将来へ向けてバランスのとれた
設備投資とサービスの提供を目指して

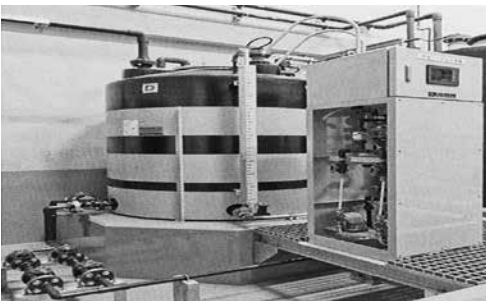
監視制御設備を更新

平成24年度から4年間をかけて中央浄水場の電気・機械設備の更新を行います。今年度は「監視制御設備」(写真①)と「次亜注入設備」(写真②)という設備を中心に更新いたします。「監視制御設備」とは皆様にお配りする水を集中管理している設備



① 監視制御設備配置イメージ

です。配水圧力、各配水池の貯水量、井戸の揚水量、県水の流入量などを管理しており、水道水を安定的に利用者の皆様にお届けするためにはかせない設備です。次に「次亜注入設備」とは、地下水を殺菌する設備です。蕨市の水道水は75%を埼玉県より購入し、残り25%を市内9か所の深井戸より汲み上げて、そ



② 次亜注入設備配置イメージ

の水を殺菌して配らせていただいております。地下水は県水と比べて非常に安価で、しかも、おいしく提供できるため、とても重要な水道水源です。この地下水を一定濃度で殺菌するために、次亜注入設備は非常に大切な設備となっております。両設備とも老朽化のため更新をさせていただきました。概算で10億円という多額の費用をかけての更新となりますが、将来を見据えて適切に設備更新を行うことにより、多様なニーズに対応するとともに、安全な水道水を安心してご利用いただくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年8月浄水全項目水質検査結果表

蕨市の水道水源の約75%は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、25%が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、トップレベルの厳しい検査が行われています。下表は、水道法に基づいて今年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目と塚越7丁目で検査したうち、いちばん数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっています。引き続き安心してご利用ください。記号「△」は、「未満」を表しています。

水道水の性状に関連する項目 20項目																				健康に関する項目 30項目																															
★	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No
残留塩素	濁度	色度	臭気	味	pH	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	フロン	非イオン界面活性剤	ジエチルホルネオール	2-メチルイソボルネオール	陰イオン界面活性剤	蒸イオン界面活性剤	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	塩化物イオン	マンガン及びその化合物	ナトリウム及びその化合物	銅及びその化合物	鉄及びその化合物	アルミニウム及びその化合物	亜鉛及びその化合物	ホルムアルデヒド	プロモジクロロメタン	トリクロロメタン	総トリハロメタン	臭素酸	ジブロモクロロメタン	ジクロロメタン	クロロホルム	塩素酸	塩素酸	ベリンゼン	トリクロロエチレン	ジクロロエチレン	ジクロロメタン	ジクロロメタン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ホウ素及びその化合物	フッ素及びその化合物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	シアン化物イオン及び塩化シアン	六価クロム化合物	鉛及びその化合物	セレン及びその化合物	水銀及びその化合物	カドミウム及びその化合物	大腸菌	一般細菌	水質検査項目		
0.1 mg/ℓ以上	2度以下	5度以下	異常なし	異常なし	5.8以上6.6以下	3 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.00001 mg/ℓ以下	0.000001 mg/ℓ以下	0.2 mg/ℓ以下	500 mg/ℓ以下	300 mg/ℓ以下	200 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	200 mg/ℓ以下	1.0 mg/ℓ以下	0.3 mg/ℓ以下	0.2 mg/ℓ以下	1.0 mg/ℓ以下	0.08 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	0.2 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下	0.06 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.08 mg/ℓ以下	1.0 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下	0.0003 mg/ℓ以下	検出されないこと	100個/ℓ以下	水質基準値/気温・水温						
0.4	△0.1度	△1度	異常なし	異常なし	7.4	0.8	0.0005	△0.005	0.000001	0.0000001	0.0002	14.0	7.0	16.0	11.3	△0.001	△0.001	△0.003	0.02	0.01	△0.005	△0.001	0.009	0.037	0.005	0.005	0.012	0.020	△0.002	△0.001	△0.001	△0.001	△0.001	△0.001	0.003	0.008	0.005	0.001	0.001	0.0005	0.00005	△0.0003	不検出	32.5/27.9							

貯水槽水道(受水槽) 検査・清掃のお願い

水道法により簡易専用水道(受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの)の設置者は常に安全で衛生的な飲み水を確保していただくために、水道法に規定された管理が義務づけられています。また、水道法の改正により、小規模貯水槽水道(受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの)の設置者にも、1年以内ごとに1回定期的に清掃、点検や、水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無の検査等をすることが望ましいとされました。簡易専用水道の清掃には、専門的な知識・技術が必要となりますので、建築物衛生法に基づいて知事の登録を受けた清掃業者がおりますので、詳しくは川口保健所(048-262-6111)(来年度からは蕨市が担当します。)小規模貯水槽水道については維持管理課(432-2217)へ

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
- 検針や利用開始・休止に関すること など

料 金 係
048(432)5329

- 漏水に関すること
- 水道工事、メータ交換に関すること
- 赤水や水質に関すること など

維持管理課
048(432)2217

蕨市水道部
蕨市中央2-10-6
048-431-3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

悪質な訪問販売に ご注意ください

水道部では、浄水器等の販売やレンタル、あっせんはいっさい行っておりません。お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替なども行っておりません。「へんだな」と思ったら、家に入らず、身分証明書の提示を求めてください。蕨市水道部の職員、委託業者は必ず蕨市水道部発行の身分証明書を持っています。お問い合わせは、維持管理課(432)2217へ

こんな時には 必ずお知らせください

水道を使用開始するときや使用中止するとき、市内で住所が変更になるとき、使用者または所有者の名義が変わるときなど。水道部窓口の他、電話や電子申請でもお手続きができます。名義変更の場合は、申請書のご提出が必要です。料金係(432)5329へお気軽にご相談ください。

災害に備えて 水道水のくみ置きを

私たちが生命を維持するために必要な水の量は「成人で1日2リットルから2.5リットル(飲み水としては1~1.5リットル)」といわれていますので、日ごろから、いざという時に備えて、1人当たり3リットルほどの水道水を3日分程度、各ご家庭で備蓄していただくようお願いいたします。

- 容器は、ペットボトルなど密閉できる蓋付きの容器で、よく洗ってからご使用下さい。
- 水道水は、容器の口元までいっぱいに入れ、空気に触れないようにしましょう。
- 場所は、冷暗所を選んで保存してください。
- 保存期間は、消毒用の塩素効果が3日程度といわれておりますので、3日間を目安に汲み替えましょう。(容器に日付をメモしておくと便利です)
- 家庭用の浄水器には、塩素を除去するものがあります。保存する場合は浄水器を使用しない蛇口から注いで下さい。
- ポリタンクなどに水洗トイレを流すための水を備えておくことも大切です。

宅地内漏水の発見方法

- ①宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
 - ②メータボックスのふたを開け、メータ内のパイロットを見てください。
 - ③パイロットが回転していると、漏水の可能性があります。
- ※漏水の量によって、回転する速さが違います。

漏水が確認されたら…

- ◆指定給水装置工事業者に依頼し、修理してください。費用はお客様の負担となります。
- ◆工事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課(432)2217にご相談ください。

